

消費生活

No. 109

平成26年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- 高齢者を狙う悪質商法の脅威!
はっきりと断る力を身につけよう!
- 成田市消費生活センターにおける
平成25年度の相談概要



4月16日(水)に平成26年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。1年間消費者と行政のパイプ役として、また地域の「かしこい消費者」のリーダーとして消費生活を向上させるためのお手伝いをしていきます。

これまでに2回のモニター会議を開催したほか、「消費者講座」や千葉県主催の「消費者フォーラムin千葉」に参加しました。

モニター委嘱者(50音順・敬称略)

新井 和雄(玉 造)	生田 勝彦(加良部)
安藤 泰亘(美郷台)	杉本 竹正(飯田町)
宇佐美榮子(桜 田)	仁田 泰子(囲護台)
大野 芳美(安 西)	乗本 春江(加良部)
沖 智子(並木町)	長谷川彌智代(囲護台)
會田みち代(台 方)	雲雀 義雄(公津の杜)
桐原 容子(飯田町)	大和 活夫(橋賀台)
佐藤 徳子(中 台)	湯浅 忠恒(本城)
篠田 敏道(中 台)	

高齢者を狙う悪質商法の脅威! はっきりと断る力を身につけよう!



高齢者の方は他の世代に比べ、昼間家に一人であることが多く、訪問販売や電話勧誘などを受けやすい状態にあります。また「健康」「住まい」「老後の資金」などの不安に付け込まれる、本人が被害にあったことに気付きにくい、被害にあっても誰にも相談しないなどの特徴があります。トラブルのあった事例から、被害を防ぐポイントを探ってみましょう。

●事例1 屋根工事の契約トラブル

業者が訪問してきて「近所で工事をしているものだが、お宅の屋根の瓦の傾きが気になる。無料で見てあげると言われた。点検後「瓦が浮いている。このままだと雨漏りするので屋根工事をした方がいい」と言われ、大変だと思い急いで50万円の屋根工事の契約をした。しかし、冷静になると契約を急ぎすぎたような気がする。

決してその場では契約をせず、相手の言うことが事実なのか、必要な工事かどうかを家族や周囲の人に相談しましょう。また工事を依頼する際には、複数の業者から見積もりを取ることも大切です。訪問販売の場合、契約書の交付を受けてから8日以内であればクーリング・オフが可能です。

●事例2 「裁判に出す」などと脅し、強引に商品を送りつける手口



覚えのない業者から「注文を受けた健康食品が準備できたので代引きで送る」と電話があった。注文した覚えはないと断ると「注文を受けた時の録音もある。裁判に出してもいいんだ」と脅され、こちらの話は全く聞いてもらえなかった。結局、裁判などこれ以上面倒なことに巻き込まれたくない一心で、承諾してしまった。

一方的に「商品を送る」などと言われても、身に覚えがなければはっきり断りましょう。承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。断り切れず承諾し商品が届いてしまっても電話勧誘販売の場合、契約書の交付を受けてから8日以内であればクーリング・オフが可能です。

●事例3 「東京オリンピック」を悪用した手口

覚えのない業者から「オリンピック関連企業への投資のパンフレットが全国500名限定で送付されるので、届いたら投資の権利を譲ってほしい」と電話があった。パンフレット到着後に再び電話があり「譲ってくれたらオリンピックの入場券をプレゼントする」と言う。

悪質業者は、話題となっている出来事を悪用して近づいてきます。今後も、東京オリンピックに関連したトラブルは増加すると考えられますので、注意することが大切です。いったんお金を払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。うまい話を持ちかけられても安易に信用しないようにしましょう。



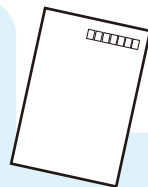
●事例4 新聞の長期契約トラブル

高齢の父が老人施設に入居することになり、新聞を解約しようと販売店に連絡した。すると「解約するのなら購読期間が5年残っているので、契約時に渡した景品代を返してほしい」と言われた。



長期の契約は、介護や入院などの理由で購読が続けられなくなる可能性があります。解約を申し出た場合、景品の代金や違約金を請求されるケースがあります。先の見通せる範囲で契約することが大切です。契約は慎重に考え、書面の内容をよく確認しましょう。訪問をうけても購読の意思がなければ断るようにしましょう。

知っておこう!「クーリング・オフ制度」



クーリング・オフとは

いったん契約してしまっても、法律で定められた期間内であれば無条件で解約できる制度のことです。無条件解約できる期間は契約の種類により以下のように定められています。

訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)・訪問購入取引……………**8日間**
連鎖販売取引(マルチ商法)・業務提供誘引販売取引(内職商法)……………**20日間**

※クーリング・オフするときは?

販売会社へ書面で通知をします。通知書作成後はコピーを取り「特定記録郵便」または「簡易書留」など記録の残る方法で送付します。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同時に通知しましょう。

※クーリング・オフできないものは?

自ら店に出向いて契約したり、通信販売のように、広告を見て自ら申し込む取引にはクーリング・オフ制度はありません。また、乗用車や使用した消耗品など適用されない場合もあります。ただし、通信販売については返品に関する規定(返品特約)を表示することとなっています。注文する前に、返品に関する表示をよく確認しましょう。

**誰にでも被害にあう可能性はあります。
困ったときは迷わず相談を!**

消費生活センターは、暮らしの身近な窓口です。「困った」「おかしいな」と思ったらまずは消費生活センターに相談しましょう。また、希望により出前講座や役立つ図書・DVDの貸し出しをしていますので、こちらもご相談ください。

成田市消費生活センターにおける平成25年度の相談概要

平成25年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は864件でした。昨年度より29件減少しましたが、内容は複雑になり手口も巧妙であるため、解決が難しい場合や長時間かかることがあります。

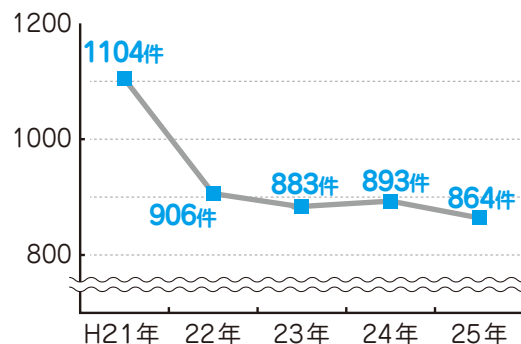
相談者を年代別にみると40歳代が最も多く、次いで60歳代、50歳代、70歳代の順になっています。

相談内容別に見てみると、ここ数年は**有料サイト**(アダルトサイト・出会い系サイト)に関する**架空請求・不当請求**や、**デジタルコンテンツ**に関する相談が多く、あらゆる世代から相談が寄せられています。また大人の知らない間に子どもがオンラインゲームを利用し、高額な請求を受けたといった、スマートフォンの急速な普及に伴う相談も増加しています。

また25年度は、高齢者を中心に申し込んだ覚えがない健康食品を、代金引換配達で送付される「**健康食品の送りつけ商法**」や、一度被害にあった人に過去の被害を救済する等と「**怪しい投資話**」をし、消費者に新たな契約をさせる手口が増加しました。

悪質商法の被害にあいやすい高齢者の方に対しては、家庭や地域全体での見守り体制が必要です。お互いに見守り合い、「おかしいな」と思ったら、声をかけあいましょう。

◆相談件数の推移



◆年代別相談件数

順位	年代	相談件数
1位	40歳代	166件
2位	60歳代	139件
3位	50歳代	124件
4位	70歳代	122件
5位	30歳代	119件

◆商品・役務(サービス)相談上位10分類

順位	おもな商品・役務	0	50	100	150	最多年齢層
1	アダルトサイト・出会い系サイト等【運輸・通信】	146件				40歳代
2	個人間金銭貸借・交通事故等【その他の相談】	42件				40歳代
3	多重債務・過払い金等【融資サービス】	39件				30歳代
4	住宅リフォーム・新築工事等【工事・建築・加工】	35件				70歳代
5	賃貸アパート等【レンタル・リース・貸借】	34件				30歳代
6	不審な電話等【特定できない商品】	33件				60歳代
7	興信所・結婚相談所・人材派遣業・祈祷サービス等【役務その他】	23件				70歳代
8	健康食品等【健康食品】	18件				70歳代
9	社債・未公開株等【預貯金・証券等】	17件				70歳代
10	新聞・事業者向け書籍等【書籍・印刷物】	15件				50歳代

※【】内は(独)国民生活センターの「相談分類表」による相談内容の種類

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) ☎23-1161 ●